

司法院釈字第 542 号 (2002 年 4 月 4 日) *

争 点

翡翠ダム集水区域における村の移転計画において、居住事実の認定に関する規定は違憲であるのか。

(翡翠水庫集水區遷村計畫居住事實認定規定違憲?)

キーワード

居住及び移転の自由 (居住遷徙的自由)、平等原則、比例原則、行政命令

解釈文：人民の居住及び移転の自由は、憲法一〇条によって明文な保障がされている。この自由に対する制限は、憲法二三条に定められている必要な限度を越えてはならないこと、また、明文的な法的根拠が要することは、すでに本院 443 号、454 号解釈によって明らかにされたものである。水道水法一一条は主務官庁に「水質、水量保護区域を設定、公布、そして当該区域においての水質、水量を破壊する行為を禁止する」権限を与えている。主務官庁は、この

権限をもって、「翡翠ダム集水区域における石碇郷碧山、永安、格頭など三つの村の移転に関する作業施行計画」という公告を制定した。この計画は、人民の居住及び移転の自由を制限したものの、計画においての村の移転は、水の資源の保護という目的を達成するため、行政の手段として、比例原則に合致しており、憲法一〇条に違反しているとはいえないである。

行政機関が制定した行政命令

*翻訳者：蕭 淑芬

は、効果的には人民に利益を授与する給付的な行政措置を取るならば、関連のある憲法原則、とりわけ平等原則にも拘束されるべきである。かかる作業施行計画において、移転された人民の安置及び救済金の配布は、人民に利益を与える給付処分であり、その目的としては、集水区域内に住んでいる住民の移転を補助することによって、将来的かつ継続的居住の可能性を排除することであり、居住事実は処分の前提となるべきである。居住事実の認定の基準としては、戸籍に在籍しているかどうかということがその判断基準にあたる基準の一つにすぎない。前述した計画において、在籍していることは、当該水源区域に居住しているかどうかの唯一の判断基準として設定され、平等原則の違反までとはいえないものの、ほかの居住事実を証明の方法として設定されていないことは円満な解決策とはいえない。移転された人民の安置及び救済金の配布に関する規定は、本解釈の主旨に従い、早速に検討し、直さなければならない。

解釈理由書：行政機関内部の作業計画は、公告もしくは公布されたことによって、性質上には法規と見なされる。公告もしくは公布されていなくても、不特定な人々の権利・義務を規制する効力を持ち、具体的な行政措置の根拠となるかかる作業計画は、対外的な効力を有する規範に属し、法規命令あるいは行政規則に相当するものとして、本院の審査対象にもなる。本件係争している「翡翠ダム集水区域における石碇郷碧山、永安、格頭など三つの村の移転に関する作業施行計画」は、行政院の認定を受けたあと、台北市水源特定区管理委員会によって八五(1996)年三月六日八五北水一字1855号で公告されたものであり、行政命令に相当するものであって、審査の対象となる。

人民の居住及び移転の自由は、憲法一〇条によって明文な保障がされている。政府はダムを建設するため、人民の財産を徴収し、補償することはできる。ダムの建設が完了したあと、集水区域の水源、水質、水量の清潔及び安

全を維持するため、行政機関が当該区域内における住民の居住、移転などの活動を制限できる。ただ、居住・移転の自由を制限する場合には、憲法二三条に定められている必要な限度を越えてはならないこと、また、明文的な法的根拠が要することは、すでに本院 443 号、454 号解釈によって明らかにされたものである。水道水法一一条主務官庁に「水質、水量保護区域を設定、公布、そして当該区域においての水質、水量を破壊する行為を禁止する」権限を与えていた。ダムの建設が完了したあと、主務官庁は、前述した権限をもって、「翡翠ダム集水区域における石碇郷碧山、永安、格頭など三つの村の移転に関する作業施行計画」を制定した。かかる計画の目的は、水源区域内の水質、水量を保護することである。上述した目的を達成するため、当該計画において使用される手段は、有益であり、客観的にも必要である。人民の居住及び移転の自由を制限したとはいえ、村を移転する計画において使用された行政手段と水の資源を保護する目的の間には、比

例原則に合致していると思われ、憲法一〇条に違反しているとは言いたいがたい。

行政機関が制定した行政命令、効果的には人民に利益を授与する給付的な行政措置を取るならば、関連のある憲法原則、とりわけ平等原則にも拘束されるべきである。本院 485 号解釈の主旨によると、社会政策に関する立法は、目的としては、資源の有効な運用及び妥当的な分配といった正当性が必要であり、手段としては、目的を達成するために、有益的であること、そして客観的であることが必要である。すなわち、目的を達成するため、手段的には、有効性及び合比例性が必要である。上述した作業施行計画において、移転された人民の安置及び救済金の配布に関する規定は、人民に利益を授与する給付的な行政措置であり、移転の費用を補助することにより、住民が集水区域を離れ、区域内における住居、仕事及び休憩などの生活活動を停止することになり、集水区域内の水源、水質、水量の清潔及び安全を維持するこ

とができ、目的としては正当性があると思われる。当該計画は、居住の可能性を排除することが目的であるため、居住事実は処分の前提となるべきである。居住事実の認定の基準としては、戸籍に在籍しているかどうかということがその判断基準にあたる基準の一つにすぎない。前述した計画において、在籍していることは、当該水源区域に居住しているかどうかの唯一の判断基準として、設定されたことは、事実上集水区域内に住んでいる住民なのに、戸籍上には在籍していないことが原因で、安置及び救済金の配布に関する規定の条件に該当しないくなることは、平等原則の違反まではいえないものの、ほかの居住事実を証明の方法として設定されていないことは円満な解決策とはいえない。戸籍というものは、特定な目的を達成するために、使われている行政規制の措置である。行政機関が便宜上、戸籍を当該特定した目的の範囲を超えて使用し、戸籍に在籍しているかどうかを規制の要件として管理することは、法的に許容されていないまで言えないが、

憲法七条平等原則にも遵守しなければならない。上述した公告に示された時期（中華民国六九年一月一日）以前に、実際に集水区域に長期にわたって居住していた事実を、ほかの方法で証明できる者にも、とたえ在籍していなくても、行政機関は、該当した人民の安置及び救済金を配布しなければならないのである。かかる作業施行計画において、住居事実の有無の認定に関する規定は、本解釈の主旨に従い、早速に検討し、直さなければならない。